

蒲郡市個別ケア会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の介護、医療、保健サービス等の社会的基盤が連携することにより、介護、医療、生活支援等に関する困難事例の解決を図ることを目的とした蒲郡市個別ケア会議（以下「個別ケア会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 個別ケア会議は、次に掲げる地域包括支援センターごとに設置する。

- (1) 蒲郡市東部地域包括支援センター
- (2) 蒲郡市中央地域包括支援センター
- (3) 蒲郡市みらいあ地域包括支援センター
- (4) 蒲郡市西部地域包括支援センター
- (5) 蒲郡市塩津地域包括支援センター

(協議事項)

第3条 個別ケア会議は、次に掲げるケースへの対応に関する課題について協議する。

- (1) 支援者が困難を感じているケース
- (2) 支援が自立を阻害しているケース
- (3) 支援が必要だがサービスにつながっていないケース
- (4) 権利擁護が必要なケース
- (5) 地域課題に関するケース
- (6) 医療との連携が必要なケース
- (7) その他協議が必要と認められるケース

(構成員)

第4条 個別ケア会議は、次に掲げる者のうちから地域包括支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるもので構成する。

- (1) 個別事案に関係する者
- (2) 圏域の地域包括支援センター職員
- (3) 福祉部長寿課職員

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて随時開催するものとし、センター長が招集する。

(事務局)

第6条 個別ケア会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、地域包括支援センター内に置く。

3 事務局は、会議が開催されたときは、個別ケア会議実施記録票（第1号様式）を作成するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 個別ケア会議の構成員及び事務局の職員は、会議で知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

2 個別ケア会議に出席する者は、個人情報の取扱いに関する誓約書（第2号様式）を蒲郡市（圏域）地域包括支援センター長に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、個別ケア会議の設置に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

個別ケア会議実施記録票

□基本情報

氏名(イニシャルで)		生年月日	
住所(町名まで)		性別	
要介護度		家族状況	
認知症			
生活自立度			
現在利用しているサービス			
担当包括			

□ケース種別（該当項目に○）

<input type="checkbox"/>	支援者が困難を感じているケース
<input type="checkbox"/>	支援が自立を阻害しているケース
<input type="checkbox"/>	支援が必要だがサービスにつながないケース
<input type="checkbox"/>	権利擁護が必要なケース
<input type="checkbox"/>	地域課題に関するケース
<input type="checkbox"/>	医療との連携が必要なケース
<input type="checkbox"/>	その他()

□個別ケア会議要請者

<input type="checkbox"/>	介護支援専門員
<input type="checkbox"/>	地域住民
<input type="checkbox"/>	本人・家族
<input type="checkbox"/>	その他()

□個別ケア会議の開催日及び参加者

開催日時	
開催場所	
参加者	

□個別ケア会議で把握した課題

--

□個別ケア会議にて検討した支援策（対応状況）

--

□地域課題及び抜本的な解決策等

--

第2号様式（第7条関係）

個人情報の取扱いに関する誓約書

年 月 日に開催した個別ケア会議で取り上げられ協議等を行ったケースの個人情報取扱いについて、個人情報の保護に関する法律を遵守します。

年 月 日

地域包括支援センター長
殿

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

（署名又は記名・捺印）